

防災

みなさんのご意見をお寄せください

鳥取市地域防災計画（案）

本市では、合併による市域の拡大などに伴い、市の防災体制の拡充と併せ、「鳥取市地域防災計画」の見直しを進めてまいりました。この計画は、市や消防などの関係機関と市民が総力を結集し、平常時の災害に対する備えや、災害発生時における適切な対応を定め、風水害や地震など大規模災害時での被害の防止や、軽減、復旧など、市域や市民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的として策定するものです。

このたび、「鳥取市地域防災計画」の見直し案がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

これまでの見直しの経過

「鳥取市地域防災計画」は、昭和18年9月10日に発生した「鳥取大地震」の被災経験を教訓にして、昭和46年7月に定められました。

以来、自然災害の発生状況や、市の組織体制の見直しなどに応じて適宜修正してまいりましたが、「阪神・淡路大震災」の発生を契機に平成8年3月に全面改訂を行いました。

その後は、国や県などの上位計画の見直しや、社会情勢や都市環境などの経年変化に対応するため、おおむね2年ごとに見直しを行い、防災体制の整備を進めてきました。

災害の想定・基準の見直し

各地の災害状況の分析や最新の研究結果などを反映するため、本計画の地震想定は、県が平成14年度から16年度にかけて行った、「鳥取県地震防災調査研究報告書」を基に、鹿野・吉岡断層の活動によるマグニチュード7.2の地震を想定し、地震被害や対応について見直しました。

また、洪水時における市民への避難勧告・指示の発令基準を明確

にするとともに、避難時間を要する地区へ配慮し、避難が余裕をもって円滑に行えるよう、避難勧告の前段として「避難準備」の発令を新たに設けています。

さらに、土砂災害危険区域の避難体制の整備を図るため、計画的に洪水ハザードマップを作成することにしています。

災害に強いまちづくりを

この計画は、平成16年11月の合併による市域の拡大、近年多発する台風などによる水害の規模拡大や、災害時における要援護者の避難体制、関係法令の改正などを踏まえた内容の充実を図り、「震災対策編」、「風水害等対策編」に「資料編」を加えた3部構成としています。

また、第8次鳥取市総合計画の基本構想に示されたまちづくりの基本方針に基づき、「安心でいきいきとした暮らしづくり」を基本理念とし、災害に強いまちづくりを目標としています。

これらの目標を実現するための方策としては、「防災都市づくりの推進（ハード面からの対応）」、「災害時に即応できる防災体制の整備（ソフト面からの対応）」、「市民の協力による防災体制の推進」の3つを基